

令和2年7月30日

地域活動支援センター 代表者 様

芦屋市福祉部障がい福祉課

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業に関する特例の適用期間の再延長について（通知）

平素は本市の障がい福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

令和2年4月23日に通知しました令和2年度地域活動支援センター運営費等補助事業における補助金算定の特例について、下記1のとおり、適用期間を再延長します。終了日については今後の感染状況等を踏まえて別途通知することとしますのでご注意ください。

また、引き続き下記2のとおり、十分な感染防止対策を徹底した上での事業実施をお願いいたします。

記

1 特例適用期間

令和2年4月1日から当面の間。

終了日は感染状況等を踏まえて別途通知することとする。

2 感染予防対策

- ・施設の換気、職員・利用者の健康チェックなど、引き続き、感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施をお願いします。
- ・感染発生時を想定した衛生用品の備蓄や人員体制の検討など、引き続き、施設等における感染発生に備えた対応をお願いします。

以上

【お問い合わせ先】

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所障がい福祉課（担当：川原）
TEL 0797-32-2043
FAX 0797-38-2160